

令和 3 年度社会福祉施設指導監査結果概要

令和 3 年度に社会福祉施設に対して実施した指導監査の結果概要は、以下のとおりである。

- ・指導監査対象施設 60 施設
特別養護老人ホーム 54 施設、養護老人ホーム 6 施設
- ・指導監査の方法
実地による指導監査 32 施設、書面による指導監査 28 施設
- ・指導監査の結果
文書指摘あり 16 施設（延べ指摘件数 29 件）

(1) 施設運営

施設の運営に当たり、労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、施設管理及び職員の処遇等に関する規程の整備や協定の締結、届出等が必要である。また、各法人が定める各種規程に基づいた労務管理や事務処理を行い、さらに防災対策についても実施しなければならない。

令和 3 年度指導監査結果から、施設運営について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・年次有給休暇が 10 日以上付与される職員には、付与した日（基準日）から 1 年以内に 5 日年次有給休暇を取得させること。（8 件）
- ・衛生管理者を選任し、労働基準監督署へ届け出ること。（2 件）
- ・超過勤務手当について、勤務実績があるにもかかわらず支払いの確認ができなかったため、速やかに支払うこと。（1 件）
- ・その他。（7 件） （小計 18 件）

(2) 利用者処遇等

社会福祉施設における利用者の処遇については、職員が利用者の実態を的確に把握し、きめ細かく対応をする必要がある。また、利用者の処遇内容の正確な記録や利用者、利用者家族等に対する説明責任を果たすことができる記録整備も求められている。さらに、事故防止対策や適切な感染症対策についても実施しなければならない。

令和 3 年度指導監査結果から、利用者処遇等について、文書指摘は下記のとおりである。

- ・利用者預り金の管理において、重要事項説明書を上回る金額を預かりしているので、適切に対応を行うこと。（1 件） （小計 1 件）

(3) 会計管理事務等

社会福祉施設は利用料や給付費、補助金等を主な財源として運営されており、極めて公共性の

高いものであることから、法令に基づく適正な会計処理を行うとともに、会計の透明性と公正性を保持するため、経理状況及び経営状況を常に明確にしなければならない。また、会計管理事務を適正に行うためには、職員がそれぞれの権限と責任を自覚し、各法人が定める経理規程等に基づいた会計処理や契約処理等を適切に行い、正確な計算書類等を作成する必要がある。また、会計責任者と出納職員は併任させない等の内部牽制機能が発揮されることが必要である。

令和3年度指導監査結果から、会計管理事務等について、主な文書指摘は下記のとおりである。

- ・予算を超過して執行することのないよう、補正予算は年度中に理事会で承認を得ること。
(1件)
- ・入札に当たっては、作成した予定価格書と入札書の金額を比較のうえ、落札決定すること。
なお、指名業者数が経理規程に定める数に満たない場合には、理由を明確にすること。(1件)
- ・令和2年度資金収支計算書において、当期末支払資金残高が措置費収入の30%を超過しているため、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」通知に従い適正に処理すること。(2件)
- ・その他(6件) (小計10件)